

通知を受けた争議行為の実施内容を公表します

労働関係調整法第 37 条第 1 項と労働関係調整法施行令第 10 条の 4 第 1 項の規定に基づいて、山陽自動車運送労働組合から、以下のとおりストライキ等を行う旨の通知がありましたので、同条第 4 項の規定に基づいてお知らせします。

1 開始日

令和 4 年 4 月 11 日午前 8 時 30 分以降

2 場所

上記組合の組合員が従事する山陽自動車運送株式会社の別記の職場

3 要求事項

賃金引上げ等

令和 4 年 3 月 11 日

厚生労働大臣 後藤 茂之

別 記

つくばみらい支店（茨城）、埼玉支店（埼玉）、東京支店、京浜支店、板橋支店（以上、東京）、厚木支店（神奈川）、名古屋支店、稲沢支店（以上、愛知）、滋賀支店（滋賀）、京都支店（京都）、本社、大阪支店、北大阪支店、大阪港支店、大阪南支店、大阪南倉庫、岸和田倉庫（以上、大阪）、神戸支店、姫路支店、竜野支店（以上、兵庫）、岡山支店（岡山）、広島支店（広島）、沖縄営業所（沖縄）